

魚津市告示第168号

魚津市中小企業エネルギー効率化推進補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 8 月 10 日

魚津市長 村椿 晃

魚津市中小企業エネルギー効率化推進補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成 2 年魚津市規則第 6 号。以下「規則」という。）第 21 条の規定に基づき、魚津市中小企業エネルギー効率化推進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第 2 条 市長は、市内の中小企業者又は小規模企業者等が実施する、燃料の消費抑制・原油由来の原材料費削減を図る取組及びエネルギー使用の高効率化により生産性向上を図る取組を支援するため、富山県中小企業エネルギー効率化推進補助金交付要綱に基づく富山県中小企業エネルギー効率化推進補助金（以下「県補助金」という。）の交付を受けた事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 魚津市内に主たる事務所又は事業所を有する者
- (2) 県補助金の交付決定を受け、かつ、当該補助金の額の確定を受けている者
- (3) 規則附則第 2 項に規定する市税等を滞納していない者

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県補助金の交付決定を受けた事業とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第 5 条 補助金の対象となる経費は、県補助金の交付決定を受けて行う事業に要する経費であって、魚津市内の事務所又は事業所において行われるもの（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助金の額は、次の式により算出した額とし、1,000円未満の端数が生

じたときはこれを切り捨てるものとする。

(補助対象経費－補助対象経費に係る県補助金の確定額) × 1 / 2

3 補助金の限度額は、次のとおりとする。

事業者区分	限度額
中小企業者・組合	75万円
小規模事業者	50万円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、県補助金の額の確定通知を受けた後、魚津市中小企業エネルギー効率化推進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和9年2月15日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 県補助金に係る交付申請書及びその添付書類の写し
- (2) 県補助金の交付決定通知書の写し
- (3) 県補助金の額の確定通知書の写し
- (4) 県に提出した実績報告書及びその添付書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、及び補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求及び支払)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、魚津市中小企業エネルギー効率化推進補助金請求書（様式第2号）により市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、補助金を申請者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 県補助金の交付決定が取り消されたとき、又は補助金の返還を命じられたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合にお

いて、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

（関係書類の保存）

第11条 申請者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、事業年度終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第7条の規定による交付を受けている者に係る第9条から第11条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

令和 年 月 日

魚津市長 宛

申請者
所在地
名称（商号）
代表者職氏名
電話番号

魚津市中小企業エネルギー効率化推進補助金交付申請書

魚津市中小企業エネルギー効率化推進補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 事業者区分（いずれかに✓）
☐ 中小企業者・組合 ☐ 小規模企業者
- 2 交付申請額 円

【添付書類】

- ☐ 県補助金に係る交付申請書及びその添付書類の写し
☐ 県補助金の交付決定通知書の写し
☐ 県補助金の額の確定通知書の写し
☐ 県に提出した実績報告書及びその添付書類の写し
☐ その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 9 条関係）

令和 年 月 日

魚津市長 宛

請求者
所在地
名称（商号）
代表者職氏名
電話番号

魚津市中小企業エネルギー効率化推進補助金請求書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定及び額の確定の通知を受けた魚津市中小企業エネルギー効率化推進補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金確定額 金 円

2 請求額 金 円

3 補助金振込先

金融機関名	
本店・支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義（フリガナ）	
口座名義	